

名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集要項



玄関



上洛殿二之間



全景鳥瞰



上台所（本丸御殿ミュージアムショップ）外観

令和 7 年 6 月

名古屋市

趣 旨

名古屋城本丸御殿は近世城郭御殿の最高傑作として、金鯱を頂く天守とともに旧国宝第一号（城郭建築）に指定されましたが、昭和 20 年の空襲により焼失しました。天守は市民の強い願いにより昭和 34 年に再建されましたが、本丸御殿は長年の間その復元が待ち望まれていました。

本丸御殿の復元工事は平成 21 年に始まり、3 期にわたって整備を進めてきました。平成 25 年には玄関、表書院を、平成 28 年には対面所、下御膳所を公開し、平成 30 年の上洛殿の完成をもって全面公開しています。

平成 28 年より、この復元本丸御殿の上台所にミュージアムショップ（物販店）を設置しています。民間事業者の優れた経営ノウハウにより本丸御殿及び名古屋城の新たな魅力を創出し、名古屋の歴史文化の発信及び観光魅力の向上に資するため、ミュージアムショップの出店者は公募により選定を行っています。

現出店者の管理許可期間が令和 8 年 9 月 17 日をもって満了することに伴い、このたび次期名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ（以下、「ミュージアムショップ」という。）の出店者を募集します。

なお、ミュージアムショップの企画にあたっては、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」（資料 1）及び「名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書」（資料 2）に基づき、「本丸御殿復元の意義・復元目的・復元手法」及び「ミュージアムショップ設置の目的・方向性」に沿って行ってください。

募集概要

○スケジュール

応募登録	令和 7 年 6 月 30 日（月）～令和 7 年 8 月 8 日（金）
提案書等受付	令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 7 年 9 月 5 日（金）
最優秀提案者等通知	令和 7 年 11 月
基本協定締結	令和 7 年 12 月
開店時期	令和 8 年 秋

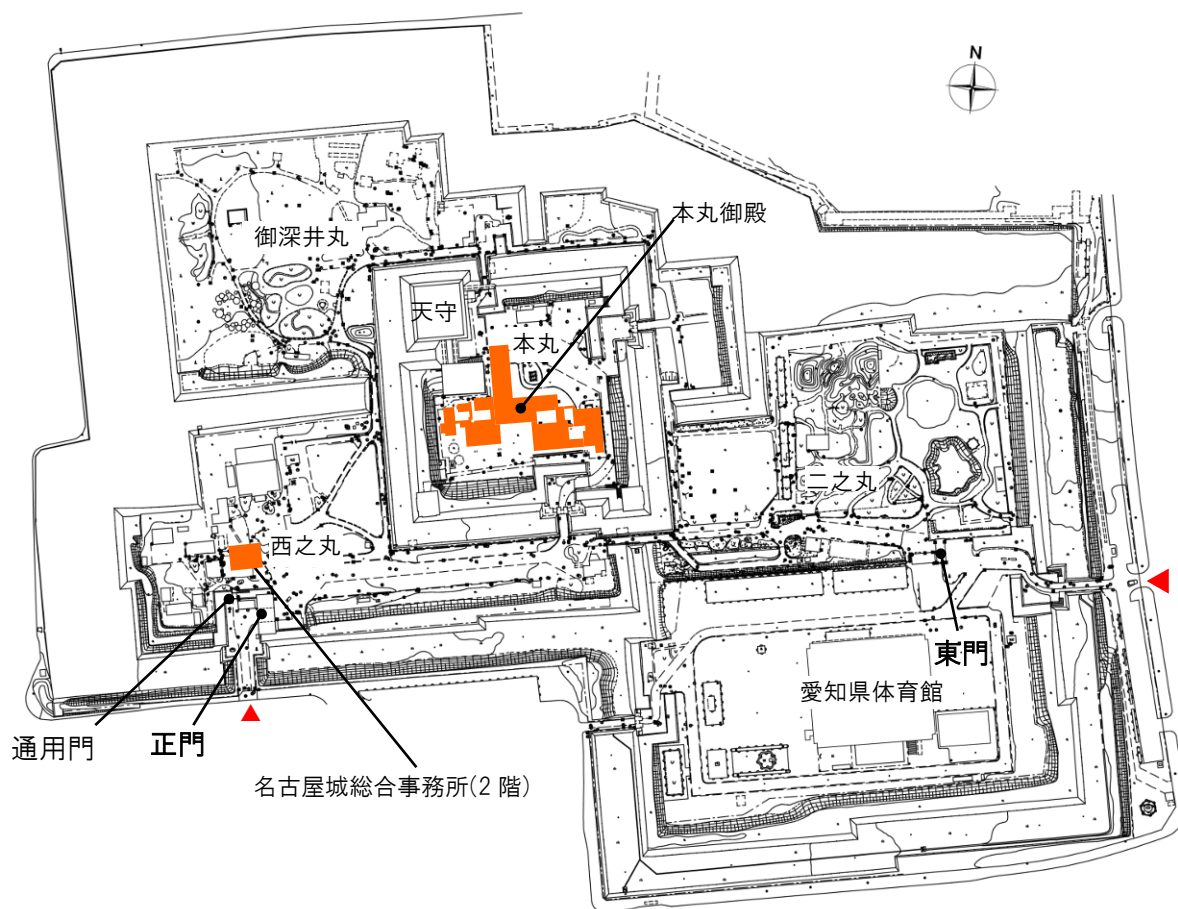
○店舗条件

場所	名古屋市中区本丸 1 番 1 号 名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ
面積	85.37 m ² （店舗 69.85 m ² 及び 店舗倉庫・更衣室 15.52 m ² ）
用途	物販店（ミュージアムショップ）
使用料等	15,000 円/m ² 年から 24,000 円/m ² 年の範囲で提案 売上高に応じた市への還元率あるいは還元額の提案
期間	5 年（以降の更新期間は最長 5 年）
営業日	名古屋城開園日（休園日は 12 月 29 日～31 日・1 月 1 日）
営業時間	開園時間（午前 9 時から午後 4 時 30 分、夜間公開期間有）

※都市公園法に基づく管理許可により運営を行っていただきます。（P. 29 参照）

目次

1. 総則	P.3
2. 施設概要	P.4
3. 店舗運営の基本条件	P.11
4. 応募者の資格等	P.13
5. 応募手続き	P.14
6. 提案書等及び受付	P.15
7. 審査方法	P.18
8. 開店までの手続き等	P.23
資料 1 特別史跡名古屋城跡全体整備計画抜粋（本丸御殿復元の意義・復元目的・復元手法）	P.27
資料 2 名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書抜粋（ミュージアムショップ設置の目的・方向性）	P.28
資料 3 都市公園法等抜粋	P.29
基本協定書(案)	P.33
ヒアリング審査開催要領	P.36
(別冊) 様式集	
(別冊) 図面集 ※応募登録 (P.14) をされた方のみ配付します	



名古屋城配置図・案内図

1. 総則

(1) 名称

この募集の名称は「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」とします。

(2) 主催者

この募集は、名古屋市（以下「市」という。）が主催します。

(3) 事務局

名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

住 所：〒460-0031 名古屋市中区本丸1番1号

電話 | F A X : 052-231-1700 | 052-201-3646

メールアドレス：nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(4) 受付時間

応募書類等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日、休園日は除きます。

(5) 日程

募集要項配布	令和7年6月30日（月）～令和7年8月8日（金）
応募登録	令和7年6月30日（月）～令和7年8月8日（金）
質問書受付	令和7年6月30日（月）～令和7年8月8日（金）
質問書回答期限	令和7年8月18日（月）までに回答
提案書等受付	令和7年9月1日（月）～令和7年9月5日（金）
ヒアリング審査	令和7年10月下旬
最優秀提案者等通知	令和7年11月
基本協定締結	令和7年12月
実施協定締結	令和8年夏
管理許可	令和8年夏
ミュージアムショップ開店	令和8年秋

(6) 用語の定義

出店候補者	最優秀提案者となった者
出店予定者	基本協定を締結した者
出店者	実施協定を締結した者
応募グループ	本募集に応募する法人を代表とする共同体
代表法人	応募グループの代表である法人

2. 施設概要

(1) 名古屋城の概要

① 名古屋城の概要

名古屋城は慶長 15 年（1610）に徳川家康の命により築城され、日本有数の規模と質により天下の名城として知られ、名古屋のシンボルとして「尾張名古屋は城でもつ」という言葉で表現されてきました。明治期になると、初めは軍用施設として、のちに離宮として利用され、その後、昭和 5 年（1930）には名古屋市に下賜され一般公開されるようになりました。名古屋市民にとっては身近で愛着のもてる存在となっていました。戦火により本丸御殿や天守をはじめ主要な建物は焼失してしまいました。昭和 27 年（1952）には文化財保護法に基づく特別史跡名古屋城跡として指定、昭和 31 年（1956）には都市公園法に基づく都市公園（名城公園）として設置され、市内有数の観光施設として認知されています。

② 施設の概要（令和 7 年 6 月現在）

- ・ 開園時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分（午後 5 時閉門）
 （ただし本丸御殿への入場は午後 4 時まで。夜間公開期間有）
- ・ 休園日 12 月 29 日～31 日、1 月 1 日
- ・ 料金 500 円
 （30 人以上の団体 450 円、100 人以上の団体 400 円、中学生以下無料）
 ※本市の施策により有料エリアの範囲は変更となる場合があります。
- ・ 公共交通機関 地下鉄名城線 「名古屋城」 下車 7 番出口より徒歩 5 分
 地下鉄鶴舞線 「浅間町」 下車 1 番出口より徒歩 12 分
 なごや観光ルートバス メーグル「名古屋城」、他
- ・ 駐車場 正門前駐車場 営業時間：午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分
 普通車 308 台、二輪車 5 台、
 大型車 18 台、マイクロバス 10 台
 二の丸東駐車場（東門前） 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
 普通車 123 台、二輪車 3 台
- ・ 駐車料金 普通車 30 分以内ごと 180 円
 二輪車、マイクロバス（正門前のみ） 30 分以内ごとに 100 円
 大型車（正門前のみ） 最初の 1 時間及び以後 30 分以内ごと 600 円

※詳細は、名古屋城公式ウェブサイトをご覧ください

<http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp>

③ 過去 7 年の入場者数

平成 30 年度	2, 207, 530 人	（天守閣閉館 5/7～、本丸御殿完成公開 6/8～）
平成 31 年度	2, 036, 271 人	
令和 2 年度	523, 612 人	（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 4/10～5/31 は休園）
令和 3 年度	687, 305 人	（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 5/29～6/20 は土日のみ休園）
令和 4 年度	1, 529, 287 人	

令和 5 年度 2,059,707 人

令和 6 年度 2,234,976 人

【参考】来場者の特性（令和 6 年度名古屋城春まつり来場者アンケートより）

年代		グループ		来城回数		住所地	
10 歳未満	9.5%	家族	32.5%	初めて	51.8%	名古屋市内	17.3%
10 代	10.2%	友人	43.1%	2 回目	21.4%	愛知県内	20.2%
20 代	40.3%	恋人	14.1%	3 ～ 4 回目	14.1%	愛知県外	62.5%
30 代	13.5%	一人	5.8%	5 ～ 9 回目	5.6%		
40 代	14.0%	会社仲間	4.5%	10 回目以上	7.1%		
50 代	7.6%						
60 代	3.6%						
70 代～	1.4%						

【参考】外国人団体入場者数（令和 6 年度団体券販売実績より）

人数	内訳	
29,106 人	台湾	40%
	韓国	16%
	中国	9%
	アメリカ	3%
	その他	33%

※団体券購入者以外の外国人入場者数及び出身地は把握していないが、目視による推測も含めた外国人入場者数は 627,724 人（全体の約 28%）と推定される。

④ 今後の城内の工事予定等

名古屋城内では、整備・調査・修繕・催事等のための工事が随時行われています。城内の工事予定等については、名古屋城の公式ウェブサイト等によりご確認ください。

(2) 本丸御殿の概要

① 本丸御殿（旧国宝）の概要

昭和 20 年 5 月に戦災で焼失した旧国宝・名古屋城本丸御殿は、近世城郭御殿の最高傑作と言われ、尾張藩主の政庁・住居として利用され、後に、将軍が江戸から上洛する際の宿舎として使用されました。建物の材料には、尾張藩領で育った木曽の天然ヒノキが多く使用され、木組みによる欄間、彫刻欄間や飾金具といった装飾品が施されていました。

また、襖や壁等は、日本画史上最大の画派「狩野派」の絵師による障壁画で彩られ、この障壁画には、虎・ジャコウネコ・キジ・サルなどの動物、松・桜・楓・梅などの植物が画題として描かれるとともに、庶民の暮らしを描いた風俗図、江戸時代の武将やその子女の理想であった中国の皇帝や妃の世界を描いた帝鑑図、さらには装飾文様などが描かれています。これらの江戸初期に描かれた本丸御殿障壁画のうち、戦火を逃れた 1,049 面が現存し、うち 1,047 面が重要文化財に指定されています。

② 本丸御殿復元プロジェクトの概要

旧国宝・本丸御殿がかつて存在した場所に、旧来の材料・工法により、歴史的な変遷から最も価値の高いと考えられる寛永期（江戸時代前期）の姿で、本丸御殿の復元が行われました。この復元プロジェクトは、昭和初期の調査・計測によって残された 109 枚の実測図、戦前までに網羅的に撮影された写真、古図面などの史料が保管されていたため可能となったもので、名古屋城でしかなしえないプロジェクトでした。

材料には、木曽ヒノキがたくさん使われたため、これに感謝し、豊かな自然を少しでも守り育て、また、そこに住む人たちとの交流を深めるため、長野県木曽と岐阜県中津川市で「市民の森づくり」事業を進めています。

また、障壁画の復元模写は、描かれた当時の状態を忠実に再現するため、残された重要文化財障壁画や古写真をもとに、当時の絵師たちが用いた技法や素材の分析を重ね、江戸時代や伝統的な画法を明らかにしながら制作しており、復元された本丸御殿に取り付けられています。



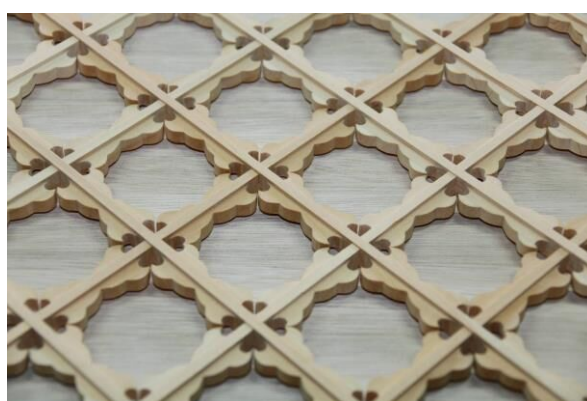
玄関正面 〔旧国宝〕



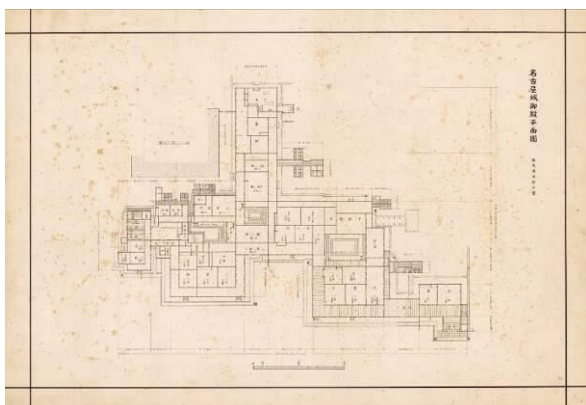
玄関一之間〔復元〕



彫刻欄間 〔旧国宝〕



木組みによる欄間（花欄間）〔復元〕



史料 昭和実測図（本丸御殿平面図）



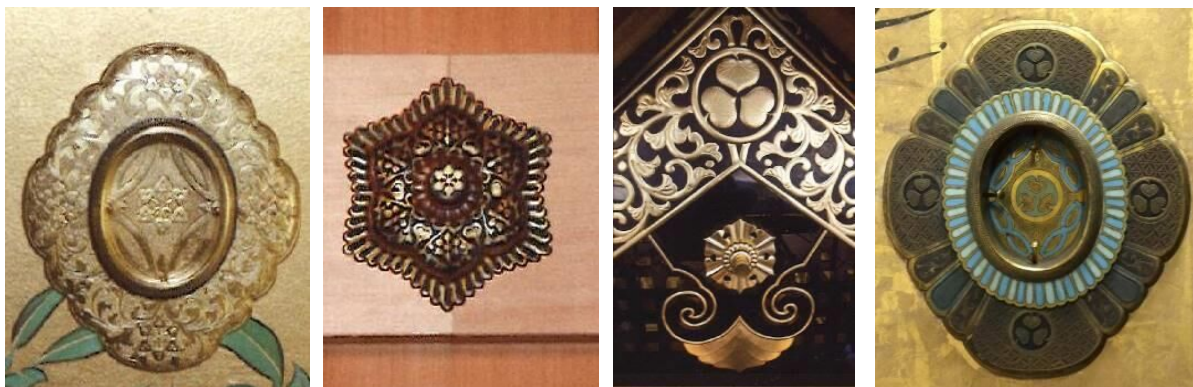
史料 金具拓本



市民の森づくりの様子



市民の森づくりの様子



飾金具〔左から復元、復元、復元、重要文化財（襖引手）〕材料は、金箔、漆、七宝等



障壁画（画題：動物、植物）〔復元模写〕



障壁画（帝鑑図）〔重要文化財〕



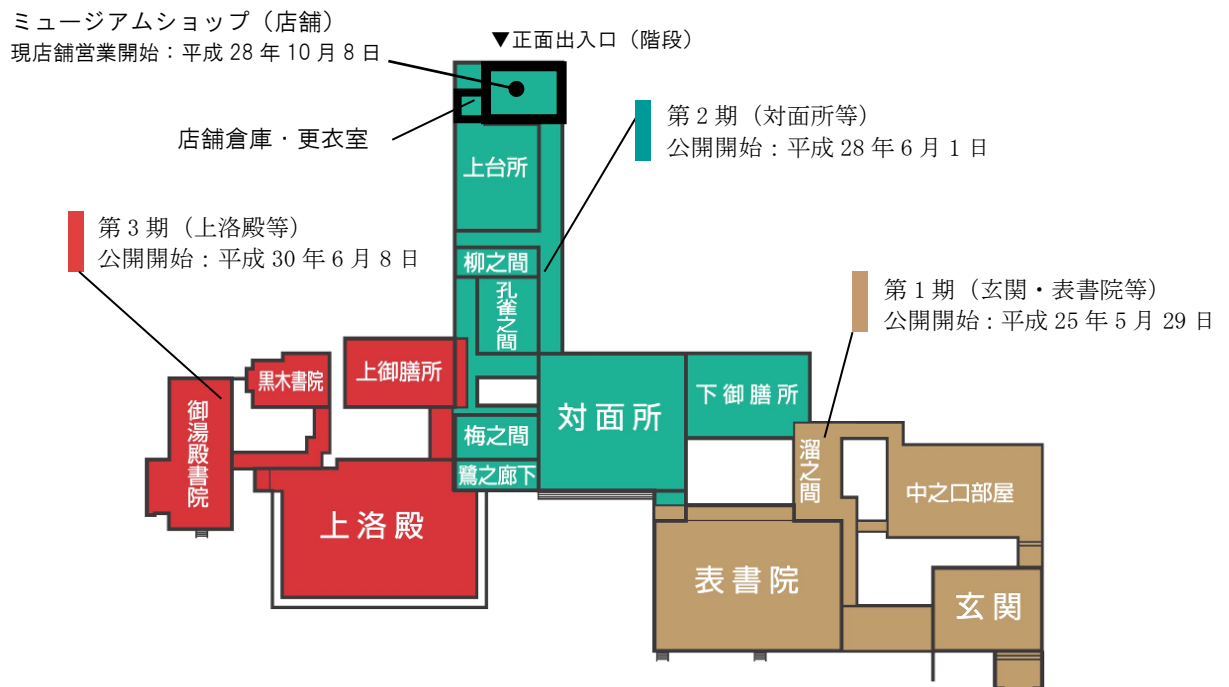
障壁画（風俗図）〔復元模写〕



障壁画（天井板絵）〔左から重要文化財、重要文化財、復元模写〕

③ 復元整備事業の歩み

平成 4 年度	障壁画復元模写開始
平成 18 年度	特別史跡名古屋城跡全体整備計画策定
平成 21 年度	本丸御殿復元工事着工
平成 22、23 年度	名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書策定
平成 25 年度	第 1 期公開（玄関・表書院等）
平成 28 年度	第 2 期公開（対面所等）、ミュージアムショップ（現店舗）開設
平成 30 年度	第 3 期公開・全体公開（上洛殿等）



④ 建築概要

用途地域	第 2 種住居地域
建築面積	3,648 m ²
延べ面積	3,103 m ²
最高高さ	12.57m
最高の軒の高さ	6.13m
構造	木造
階数	地上 1 階
主要用途	博物館
建築主	名古屋市長

(3) 店舗の施設概要

所在地番・場所	名古屋市中区本丸1番1号 名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ ※ 棟名称は「上台所」、室名称は「御台所」
店舗等面積	85.37 m ² (店舗 69.85 m ² 及び 店舗倉庫・更衣室 15.52 m ²)
位置及び仕様	別冊の図面集、参照
供給設備等	P.24 参照
業種	ミュージアムショップ (物販店)
営業日	開園日 (休園日は、12月29日～31日・1月1日)
営業時間	開園時間 (午前9時～午後4時30分。夜間公開期間有)
その他	現店舗については、現出店者の管理許可期間が満了する令和8年9月に原状回復が行われる予定です。

3. 店舗運営の基本条件

(1) 営業時間等

- ・名古屋城開園日の開園時間（午前9時から午後4時30分）は、必ず営業を行うこととします。
また、夜間公開期間には、原則、本丸御殿の開館時間に合わせるものとします。
- ・名古屋城への入退園、ミュージアムショップ等への入退室や出入口の施錠や鍵の管理については、市の指示に従ってください。
- ・販売品の搬入や廃棄物などの搬出は、原則、閉園時間に行うものとします。

(2) 責任者

- ・営業責任者：営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させてください。
- ・火元責任者：ミュージアムショップの火元責任者には、防火管理講習を修了している者をあてることとし、従業員を含めて防火管理を徹底するようにしてください。また、名古屋城の防火体制に加わるとともに、市及び消防署より防火上の指導（防火管理者の設置等）があった場合は、出店者で対処してください。なお、本丸御殿及び本丸御殿周辺は終日禁煙です。

(3) 店舗デザイン

- ・復元建物の東立面や北立面東角（「図面集 04」参照）に影響のある変更は行わないでください。
- ・店舗出入口周辺の立面及び店舗内観展開図部分（「図面集 05」参照）は、提案していただいて構いません。ただし、復元建物を傷めたり、復元建物の意匠を著しく損なうような提案は認められません。
- ・提案いただいた内容の実施に当たっては、市と十分に協議を行い、必ず事前に承認を得てください（P.26「(4) 店舗工事等」参照）。

(4) 取扱商品

① 取扱商品

- ・本丸御殿及び名古屋城に関連する商品を中心に取り扱いってください。
- ・名古屋城総合事務所等が発行する図録や商品を取り扱ってください。
- ・食料品を取り扱う場合は、包装・パッケージがしっかりしたものとしてください（虫害対策）。
- ・飲食や喫茶の営業、試飲や試食も禁止とします（虫害対策）。
- ・販売商品が、ミュージアムショップで取り扱うのに不相当であると認められる場合は、その商品の販売をご遠慮いただくことがあります。

② オリジナル商品

- ・取扱商品として、本丸御殿や名古屋城に関するオリジナル商品（以下、「オリジナル商品」という。）を継続的に開発し、販売してください。
- ・オリジナル商品の企画・開発や販売について、事前に市と協議を行ってください。
- ・本丸御殿や本丸御殿障壁画及び名古屋城に関する画像等を使用する際は、市の許可が必要です。
- ・城外での販売や、オンラインショップでの販売も可能ですが、販売商品や販売先等については事前に市の承認を得てください。

(5) 案内表示等

- ・名古屋城内における総合案内サイン、市が作成する名古屋城内の案内リーフレット、名古屋城公式ウェブサイトに掲出するガイドマップに、ミュージアムショップは「ミュージアムショップ」として位置を表示します。
- ・看板の設置や城内でのチラシ配布等に際しては、事前に市の承認を得るようにしてください。なお、特別史跡である名古屋城では、文化財保護法により看板等の設置に構造上の制限があります。また、城内でチラシの配布を行う場合、廃棄されるチラシは回収してください。
- ・出店者によるウェブサイト、TV、チラシ等、各種メディアにおける宣伝は、事前に市の承認を得た上で、出店者の責任において行ってください。なお、出店者がウェブサイトを作成する場合、名古屋城公式ウェブサイトリンクを貼ることができます。

(6) 出店期間

- ・出店期間は当初5年とし、更新できるものとします。なお、更新は市と協議の上、5年毎とし、最長5年間を上限とします。ただし、この場合の出店期間とは、都市公園法に基づく管理許可を得た時点からのこととします。

(7) 中間評価

- ・中間期（5年毎）に、企画力・運営力・収益性について、提案内容を満たしているかの評価を行います。
- ・中間評価に際しては、市に、ミュージアムショップの運営状況についての中間報告書、ミュージアムショップ部門単独の損益計算書等を提出することとします。
- ・中間評価の結果は管理許可に原則影響しないものとしますが、必要に応じて改善のための提案や指示を行うことがあります。

(8) その他

- ・都市公園法、名古屋市都市公園条例、文化財保護法、消防法、その他各種関係法令等を遵守するものとします。なお、文化財保護法に基づく現状変更許可等が必要な場合、申請手続きは市が行いますが、出店者は図面作成等に協力するものとします。
- ・出店者は、管理許可に基づき管理・運営するミュージアムショップを善良な管理者の注意をもって維持管理し、来場者の安全、災害の防止、美観の保持につとめる必要があります。
- ・ミュージアムショップの管理・運営に関する権利を譲渡し、担保に供してはなりません。

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者は、募集要項に定める内容及び条件を十分理解し、ミュージアムショップの運営を担うのに必要な経営・管理・運営実績及び信用を備えた、経営状態が健全な法人又は法人を代表（以下「代表法人」という。）とする共同体（以下「応募グループ」という。）とします。

応募グループの場合、代表法人が当該役割を担うものとし、代表法人以外の構成員は個人でもかまいません。

応募者は下記の要件に該当することが必要です。

- ・直近決算において債務超過でないこと
- ・過去 10 年以内に物販店の経営・管理・運営実績を備えること

(2) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方（構成員も含みます。）は、応募することができません。

また、応募者となる、法人、代表法人及び応募グループの構成員は、他の応募者、代表法人及び応募グループの構成員となることはできません。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者
- ④ 募集要項配布日から、最優秀提案者決定通知日までの間に、名古屋市指名停止要綱第 3 条第 1 項による指名停止を受け（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行い）、当該指名停止期間を経過していない者
- ⑤ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑥ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する者（愛知県警察に対して、照会させていただくことがあります。）

ア 応募の日から事業期間の終了までの間において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に規定する暴力団排除措置の対象である者。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

イ 応募の日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）その他暴力団の排除に関して本市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった者。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した者を除く。

- ⑦ 「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者 評価委員」（以下「評価委員」という。）が経営又は運営に直接関与している者

5. 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項（印刷物）については、以下のとおり配布します。

配布期間：令和7年6月30日（月）から令和7年8月8日（金）まで

配布場所：名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

※募集要項（図面集除く。）については、名古屋城公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(<http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp>)

(2) 応募登録

本募集に応募される方は、必ず応募登録をしてください。応募登録をしなければ、提案書等の提出はできません。 応募登録は「4. 応募者の資格等」(P. 13) に適する法人とし、応募グループの場合は代表法人が応募登録を行うものとします。募集要項の別冊の電子データ（様式:Microsoft word、図面：PDF）は、応募登録をされた方（以下「応募者」という。）に、メールにて送付いたします。

使用様式：様式1「応募登録申込書」

申込期間：令和7年6月30日（月）から令和7年8月8日（金）まで

申込方法：受付場所へ持参もしくは郵送（8月8日必着）

なお、郵送の場合は、電話にて到着を確認するようにしてください。

受付場所：名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

(3) 募集要項に対する質疑及び回答

応募者は、募集要項の内容に関して質問がある場合に、質問書を提出することができます。質問書を提出するには、応募登録が必要です。

使用様式：様式2「質問書」

受付期間：令和7年6月30日（月）から令和7年8月8日（金）まで

提出方法：電子メールに、質疑を記入した電子データ（様式2「質問書」、マイクロソフト社のWordとします）を添付して、件名（subject）は「ミュージアムショップ質問」と記載してください。

※ 質問事項の発信は、応募登録時に登録したメールアドレスから行ってください。

※ 送信後、電話、開封確認等で着信を確認するようにしてください。

アドレス：nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

提出先：「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

回答日：令和7年8月18日（月）までに回答

回答方法：応募登録者全員のメールアドレスへ回答します。

※回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

6. 提案書等及び受付

(1) 提案書等の様式・部数

提案書及び関係書類（以下「提案書等」という。）は「提案書等（提案書及び関係書類）一覧」（P. 17）に示す様式、部数、記載事項等に沿って提出してください。

(2) 提案書等の受付

応募者からの提案書等及び電子データを以下のとおり受け付けます。なお、提案書等及び電子データを提出された方を、以下「提案者」といいます。

受付期間：令和7年9月1日（月）から令和7年9月5日（金）まで

受付場所：名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

提出方法：受付場所へ持参

(3) 提出に関する注意事項

① 一般事項

- ・1者につき提案は1つとし、複数の提案はできません。また、提案書等の提出は、1応募法人（応募グループ）1提案とします。
- ・すべての構成員について「4. 応募者の資格等」（P. 13）に記載された、「(1) 応募者の資格」を有するとともに、「(2) 応募の制限」に抵触しないこととします。
- ・提案書等の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・必要に応じて、図面、写真等を用いてわかりやすく記述してください。
- ・提案内容は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、文化財保護法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。また、本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で書類を作成してください。
- ・提案書等の作成及び提出等に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提案書等の提出後の修正及び追加は認めません。
- ・必要に応じて提案書等（提案書及び関係書類）一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

② 誓約書・応募資格関係書類

- ・誓約書、応募資格関連書類は、まとめてA4判、左綴じとして提出してください。

③ 応募制限関連書類

- ・応募制限関連書類は、A4判、左綴じ、構成員ごとに1分冊として提出してください。

④ 提案書（様式8-1～8-13）

- ・提案書（様式8-1～8-13）は、左綴じとし、ページ番号を付して提出してください。
- ・提案書（様式8-1～8-13）には、会社の名称、マークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。
- ・提案書（様式8-1～8-13）の電子データ（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出してください。データのファイル形式はマイクロソフト社の「Word」、「Excel」、「PowerPoint」とし、ページ番号順に1つのPDFファイルに整理したデータも提出するものとします。なお、提出するCD-R 又はDVD-R

には、「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集 提案書」及び「応募法人名あるいは代表法人名」を明記してください。

⑤ 提案書（様式 9、様式 10）

- ・ 経営計画書（様式 9）及び価額提案書（様式 10）は、綴じずに提出してください。
- ・ 提案書（様式 9、様式 10）の電子データ（CD-R 又は DVD-R）も④と併せて提出してください。

(4) その他

- ・ 次に該当する提案は、無効とします。
 - ア 募集要項に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- ・ 本募集の応募者が本市から受領した書類やデータは、本市の了解なく公表又は使用してはなりません。
- ・ 契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではありません。
- ・ 提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとします。
- ・ 提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については「(3) 提出に関する注意事項」(P. 15)と同様とします。

登録等書類

提出書類	様式
応募登録申込書	様式 1
質問書	様式 2

提案書等（提案書及び関係書類）一覧

提出書類	様式	提出部数		記載事項等
		正	副	
1. 提案申込書	様式 3	1 部	1 部	
2. 誓約書	様式 4	1 部	1 部	応募グループの場合は、代表法人及び全ての構成員について提出
3. 応募資格関係書類 （1）管理運営の実績を証する書類	様式 5	1 部	1 部	過去 10 年以内の物販店の経営・管理・運営実績がわかる書類を添付してください。
4. 応募制限関連書類 （1）定款又は寄付行為の写し	—	1 部	1 部	
（2）法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部	
（3）役員名簿	様式 6	1 部	1 部	
（4）事業概況あるいは事業報告書・事業計画書等（直近 3 年間）	—	1 部	1 部	有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもかまいません。
（5）法人税、消費税及び地方消費税納税証明書	—	1 部	1 部	未納がない証明でもかまいません。
（6）本店所在地の市民税、固定資産税納税証明書	—	1 部	1 部	
（7）応募者の財務諸表（直近 3 年間）の写し	—	1 部	1 部	「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しによる。 ※公益法人等の場合は、作成している財務諸表の該当項目による。
（8）財務状況表	様式 7	1 部	1 部	時期、規模、金額等のわかるもの
5. 提案書 提案書表紙	様式 8-1	1 部	15 部	
（1）【企画力】コンセプト及び空間デザイン	様式 8-2 様式 8-3	1 部	15 部	・ミュージアムショップのコンセプト ・店舗内観イメージ（什器・照明などのレイアウトやデザイン）。平面図、什器設計図やイメージ図等（寸法等を記入するものとします。）。バリアフリー対応
（2）【企画力】顧客設定及び商品選定	様式 8-4 ～ 様式 8-6	1 部	15 部	・事業計画書 対象顧客と取扱品目構成比（商品構成比及び予想売上高構成比） 本丸御殿や名古屋城に関する商品数の比率 ・取扱商品案（具体的に） ・オリジナル商品の品目、コンセプト、デザイン（ラフスケッチ程度以上）等
（3）【企画力】広報及び宣伝	様式 8-7 様式 8-8	1 部	15 部	・本丸御殿ミュージアムショップやオリジナル商品の広報・宣伝（媒体、場所、頻度等） ・本丸御殿や名古屋城の理解促進や来場者満足度向上につながる商品説明方法
（4）【運営力】体制	様式 8-9 ～ 様式 8-13	1 部	15 部	・運営にかかる体制及び人選 店舗（什器・照明など）の設計・施工 マーチャンダイジング（商品選定・仕入・入替・販売）や商品陳列 オリジナル商品開発（デザイン・販売促進等） 広報及び宣伝 ・販売員等の体制及び教育 従業員計画（社員やパート・アルバイト等の人数、通常期・繁忙期） 本丸御殿及び名古屋城の理解を促す、由来を踏まえた商品説明や接遇等の研修、等
（5）【収益性】	様式 9	1 部	1 部	・経営計画書
	様式 10	1 部	1 部	・使用料：管理許可に基づく年間使用料を、15,000 円/㎡年から 24,000 円/㎡年の範囲で提案 ・還元率：売上高に応じた市への還元率あるいは還元額

7. 審査方法

(1) 評価委員

提案者の審査は、評価委員が行います。評価委員は、提案書等について P. 20 の「評価基準」に従って審査を行います。

(2) 評価委員等への接触の禁止等

募集要項配布日から、最優秀提案及び次点提案選定前までに、本募集について、評価委員に対し接触を行った提案者は、失格となることがあります。

また、募集要項配布日から最優秀提案者決定通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せには、回答できません。

(3) 審査方法

以下の手順に従って審査し、最優秀提案者及び次点提案者を決定し、最優秀提案者を出店候補者として選定します。なお、評価の結果によっては、最優秀提案者、次点提案者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。また、提案者が 1 者であっても、本募集は成立するものとします。

① 事前評価

事務局において、「4. 応募者の資格等」(P. 13) に定める要件を満たしているか、提案された内容が本募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査します。

審査の結果、以下の各号に該当する提案については、それぞれに定める手続きに従って処理を行います。なお、不明な点等がある場合は、提案者に対して、回答を求めることがあります。

ア 資格及び制限

提案者が、「4. 応募者の資格等」(P. 13) を満たしているかを審査します。満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付します。

イ 法令違反

提案が法律、条例等の違反に該当する場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付します。

ウ 募集要項等違反

提案が募集要項等に定める内容を満たしているかを審査します。募集要項等の内容を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付します。

エ 記載の誤り

誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、この場合は、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。

上記においては、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となります。期限までに補正要求に応じない者の提案書については、事務局の意見を付して、評価委員へ送付します。

② 本審査

評価委員は、以下の手順に従って審査します。

ア 形式審査

事前審査において、(3) ①ア～エに定める事務局の意見を付した提案について、「4. 応募者の資格等」(P. 13)の確認を行います。満たしていないと認められた提案者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した提案書は審査しないこととします。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができます。

- (a) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。
- (b) (a)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

イ 内容審査

「評価基準」(P. 20)に従い、各提案について評価委員が評価を行います。

(a) 一次審査（書類審査）

提出いただいた提案書等について、評価委員が提案内容を審査（書類審査）します。形式審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、書類審査の点数が上位の 5 者に対し、ヒアリング審査を実施します。ただし、提案者が 5 者以下の場合は、一次審査を実施しないものとします。

(b) 二次審査（ヒアリング審査）

提案者には、評価委員に対し、提案内容に関するヒアリング審査を受けていただきます。ヒアリング審査の日時、場所等は、事務局から連絡します。

ヒアリング審査は 1 提案あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑 10 分程度）を予定しています。なお、詳細は「ヒアリング審査開催要領」(P. 36)を参照してください。

(c) 評価基準

書類審査とヒアリング審査で同じものを使用しますが、それぞれの審査は独立したものとします。また、書類審査の点数はヒアリング審査に持ち越さないものとします。

(4) 評価基準

各事業者からの提案書等に対する評価基準（評価項目、配点、評価の視点）を以下に示します。

評価項目及び配点			評価の視点
企画力 (45)	コンセプト 及び 空間デザイン	15	○ミュージアムショップのコンセプトは「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」及び「名古屋城本丸御殿展示・観覧実施計画」に沿っているか。 ○店舗（什器・照明など）のレイアウトやデザインは、復元建物に相応しい空間をつくり、かつ復元建物を傷めず、かつバリアフリーに配慮された提案となっているか。
	顧客設定 及び 商品選定	15	○顧客設定や取扱商品構成比は、経営上、無理のない提案になっているか。 ○本丸御殿・名古屋城に関する商品数の比率は高いか。 ○オリジナル商品は、本丸御殿や名古屋城の魅力向上に相応しい提案となっているか。
	広報 及び 宣伝	15	○ミュージアムショップやオリジナル商品の広報・宣伝は適切に計画されているか。 ○ミュージアムショップに魅力を感じ、名古屋城や本丸御殿に来場する層に届く提案がなされているか。 ○商品説明は、本丸御殿や名古屋城の理解を深めたり、来場者満足度向上につながる方法となっているか。 ○マスメディアにアピールできる情報発信がなされているか。
運営力 (40)	体制	25	○運営の体制・人選は適切か。 ・店舗（什器・照明等）設計、工事 ・マーチャンダイジング（商品選定・仕入・入替・販売）や商品陳列 ・オリジナル商品開発（デザイン・販売促進等） ・広報・宣伝 ○販売員の体制や教育は適切か。 ・配置計画 ・本丸御殿及び名古屋城の理解と由来を踏まえた商品説明 ・接遇
	実績 及び健全性	15	○過去の物販店舗の運営や売上の実績は十分であったか。 ○財務状況は健全か。
収益性 (15)	経営計画	15	○経営計画書は無理なく妥当なものとなっているか。
	使用料提案		○管理許可に基づく年額使用料の提案（固定額）
	収益の還元		○売上高に応じた還元率や還元額の提案
合計		100	

(5) 提案者の順位の決定方法

- ① 各評価委員は、各評価項目について下表のとおり 5 段階で評価し、1 提案に対して 1 名あたり 100 点満点で採点します。

なお、一次審査を実施する場合においては、評価委員の採点合計の平均が 50 点以下となった提案については、二次審査（ヒアリング審査）を行いません。

評価項目の配点	A	B	C	D	E
25 点配点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
20 点配点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
15 点配点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
10 点配点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
A（特に優れている）、B（優れている）、C（普通）、D（やや不十分）、E（不十分）					

- ② 評価委員の採点による点数が高い順に 5 者まで、下表のとおり順位点をつけます。なお、二次審査（ヒアリング審査）においては、各評価委員の採点の合計点が 250 点（最低基準点）以上かつ各評価委員の順位点の合計（以下、「最終評価点」という。）が最も高い者を最優秀提案者とします。なお、①に定める採点において評価委員 2 名以上が E と評価した評価項目がある場合、その提案者の最終評価点は 0 点とします。

各評価委員による順位	1 位	2 位	……	(N-1)位	N位
順位点	N 点	(N-1) 点	……	2 点	1 点
N：審査を受けた者の数（一次審査（書類審査）、二次審査（ヒアリング審査）ともに）					

- ③ 最終評価点が同点の場合、以下の順で順位を決定します。

- ・評価項目の合計得点の最も高い者
- ・【運営力（体制）】の得点の最も高い者
- ・【企画力（広報及び宣伝）】の得点の最も高い者
- ・【企画力（顧客設定及び商品選定）】の得点の最も高い者
- ・【収益性】の得点の最も高い者

これらで決しない場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定します。

(6) 結果通知

全提案者の順位と各評価委員の順位点の合計は、すべての提案者に書面にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、名古屋城公式ウェブサイトで公表します。

(7) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- ・ (6) の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、当該応募者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。
- ・ 書面は持参して提出してください。
- ・ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

受付場所 名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集」担当

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

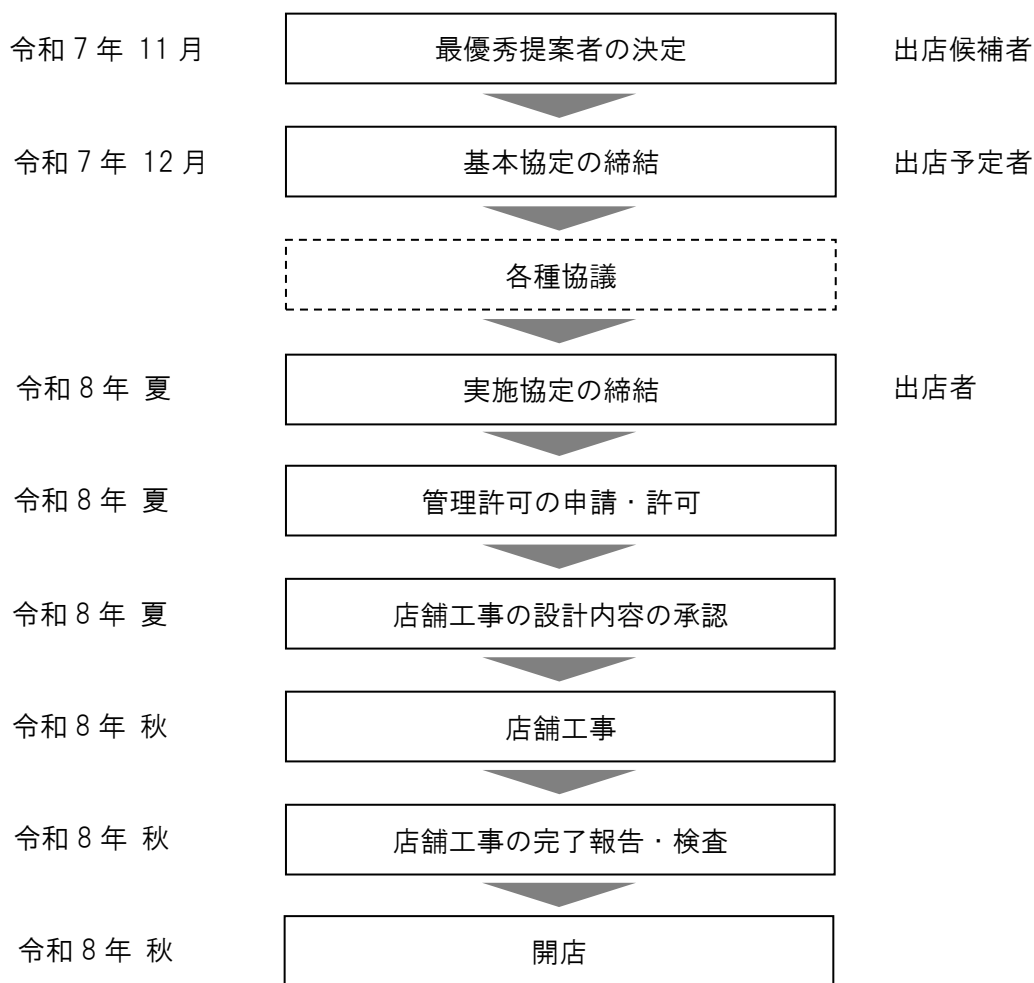
- ・ 非選定理由の説明請求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。
- ・ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

8. 開店までの手続き等

(1) 手続きの流れ

最優秀提案者は、決定通知後1か月を目途に、市と提案内容の実施のための基本的事項を定めた基本協定を締結することになります。その後、市と提案内容を基に具体的な協議を経るとともに、提案内容の実施のための具体的事項を定めた実施協定を締結することになります。実施協定の内容を条件として、都市公園法に基づく管理許可を申請し、許可を得た上で店舗工事を行い、運営を行っていただくこととなります。

なお、市が最優秀提案者と基本協定又は実施協定を締結するに至らなかった場合は、次点提案者が出店候補者としての地位を取得します。



(2) 基本協定

市は、最優秀提案者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定については、基本協定書案（P. 33）を基準にします。

なお、市と基本協定を締結した者が、出店予定者となります。

① 基本協定の目的

基本協定は、本事業を円滑に実施するために必要な諸手続き並びに出店予定者の義務について定めることを目的とします。

② 基本協定の当事者

応募グループによる出店者については、その代表法人及び構成員のすべてを協定の当事者とします。

③ 基本協定の期間

基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から実施協定締結の日までとします。

④ 出店予定者の責務

出店予定者は、実施協定の締結に向けて市と協力の上、各々誠実に対応し、実施協定が締結されるように努力する必要があります。

⑤ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは出店予定者の地位を失うものとし、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人はこの離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとし、また、構成員の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて代表法人に負っていただきます。

(3) 実施協定

基本協定を締結後、市と出店予定者との間でミュージアムショップの開店に向けた協議を実施し、実施協定を締結します。基本的な内容を以下に示しますが、詳細については、協議の上適宜定めることとします。また、実施協定は、都市公園法に基づく管理許可に付す条件となります。

なお、市と実施協定を締結した者が、出店者となります。

① 実施協定の目的

実施協定は、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とします。

② 実施協定の当事者

応募グループによる出店者については、その代表法人及び構成員のすべてを協定の当事者とします。

③ 実施協定の期間

実施協定の存続期間は、実施協定締結の日から管理許可期間満了の日（更新許可期間を含む）までとします。

④ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは出店者の地位を失うものとし、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人はこの離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとし、また、構成員の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて代表法人に負っていただきます。

⑤ 資金調達

出店者が負担すべき経費は以下のとおりとし、出店者の責任において資金調達するものとします。

- ・ 出店者が行う店舗工事等に要する費用。

市（既存設備）	出店者
躯体、外装、内装、空調設備、照明設	照明器具追加分、ショップ内配線、什

備（基本照明のみ）、防災設備、コンセント設備	器、サイン工事、出店者側で増設する照明設備・コンセント設備、光回線・外線電話（※）
------------------------	---

※外線電話やインターネット等の導入はできますが、契約は出店者にて行ってください。

- ・電気料金等の光熱水費（市発行の納入通知書により納入期限までに納入すること。）
- ・ミュージアムショップ営業に必要な各種手続きに要する一切の費用。
- ・室内（管理許可区域内）、風除室、屋外階段及びその周辺の清掃を行う場合の費用。ただし、室内の清掃は復元建物保護のため、清掃方法について事前に市の承認をとるものとします。
- ・管理許可区域内にある、市または出店者が設置した設備の日常的な管理・点検及び修理修繕に要する費用。
- ・店舗内改修、模様替え等に必要な一切の費用。（事前に書面により市の承認が必要です。）
- ・ごみ処理に必要な一切の費用。

⑥ 市と出店者との役割分担及び責任分担等

市と事業者との役割分担及び責任分担等をそれぞれ詳細に定めます。

⑦ 調査協力義務

ミュージアムショップの営業状況について、毎年報告して頂きます。また、市はミュージアムショップについて随時調査することができるものとし、出店者はこれに協力するものとします。

⑧ 売上高還元

年毎に提出する営業報告により、提案書に記載の「売上高に応じた市への還元率」に基づき算出した額を、市がその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。

⑨ 実施体制の変更

契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではありません。

⑩ 実施協定の解除

出店者が実施協定の各条項に違反する事実があり、市の催告にも関わらず、これを是正しない場合、又は、出店者の責めに帰すべき事由により実施協定が履行されない場合は、市は実施協定を解除することができます。この場合、出店者は市に対して違約金（提案の使用料の1年分相当額）を支払うものとします。ただし、市が被った損害の額が使用料の1年分相当額を超過する場合は、超過額を加算した額とします。

(4) 管理許可

出店者は、実施協定に定められる内容を条件に、都市公園法に基づく管理許可（「資料 3」参照）を申請し、許可を得た上で運営を行っていただくこととなります。

許可申請	名古屋市都市公園条例に基づく様式
使用料の支払い	使用料は、年度ごとに発行する納入通知書により支払うものとします。 なお、店舗工事の期間中も使用料が発生します。
許可区域面積	85.37 m ²
許可期間	5 年とし、更新期間は最長 5 年とします。なお、更新する場合は、提案内容を満たしているかの評価を行います。
原状回復	許可期間が満了した場合又は許可期間の満了前にミュージアムショップの運営をやめた場合は、出店者の負担により、什器等を撤去し、原状に回復するものとします。

(5) 店舗工事等

① 設計

出店者は、店舗工事等の設計図書等及び工事工程表を市に提出し、承認を受けるものとします。復元建物に支障ないよう、復元部材（柱、長押、壁、建具、小屋組み等）に穴などを開けない仕様とし、設計前に必ず確認してください。

なお、市は、復元建物の保護や運営上の理由等により、必要と認めるものについては、出店者に対して提案された事業内容の変更を指示することができるものとします。また、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と協議のうえ、提案の趣旨を損なわない範囲で変更することができますが、それ以外で、設計図書が提案内容と相違する場合においては、市は出店者に修正を求める場合があります。

② 工事等

出店者は、市により確認を受けた設計図書等及び工事工程表に従って、店舗工事等を行います。なお、市は、工事等の途中で中間確認を求める場合があります。また、復元建物の保護や運営上の理由等により必要と判断する場合には、出店者に対して施工の是正を求める場合があります。

また、店舗工事等が完了したときは、速やかに市に対して書面にて完了を報告し、設計図書等に従って施工が行われたことを確認するための検査を受けてください。

資料 1 「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」 抜粋

本丸御殿復元の意義

ア. 新たな市民の誇りの創出

(市民の誇りの創出)

世界的な文化遺産である本丸御殿を復元することにより、市民の心にさらに大きな誇りをもたらす。

(名古屋の新たなシンボル)

戦後復興の象徴であった天守再興と並ぶ名古屋の新たなシンボルを生み出すプロジェクト。

イ. 名古屋城の価値と魅力の向上

(歴史と文化を楽しむ学ぶ名古屋城)

市民も来訪者も楽しみ学ぶことができる本格的な歴史ミュージアムとしての役割を果たし、名古屋城の価値と魅力をさらに高めていく。

(天守と御殿が相まって格をなす名古屋城)

城は天守のみでなく、門や櫓・多聞、御殿など種々の要素があって成り立つ。特に名古屋城は城のシンボルとしての天守に対して、美と文化の象徴である本丸御殿が揃うことでより高い歴史的価値を得ることになる。

(近世武家文化の殿堂)

蓬左文庫や徳川美術館が有する史料や美術品とともに、近世武家建築の代表である本丸御殿を復元することにより、名古屋が日本における近世武家文化を守り伝える中心的存在となり、国内外へ名古屋の文化のすばらしさを広める殿堂となる。

ウ. 名古屋の活性化

(文化観光都市としての発展)

文化を愛する都市としての名古屋の知名度を向上させ、文化観光都市として発展する原動力になる。

(国際交流の拠点)

日本の歴史文化を体現する本丸御殿を活用し、国際交流の拠点として名古屋の活性化に寄与する。

エ. 伝統技術の継承

(伝統技術の知恵と技を学ぶ場)

本丸御殿の復元過程を公開することにより、市民や来訪者が先人から伝えられた知恵と技の生きたすがたを学ぶ機会を提供する。

(熟練した技でつくられる本丸御殿)

伝統技術を継承し、再興する貴重な機会とする。

復元目的

御殿の持つ歴史的意義を踏まえ、焼失前と同等の文化的価値を有し、かつ市民の財産として広く活用できるように復元する。

復元手法

原則として旧来の材料・工法による復元を図る。なお、現在の技術や生産事情、活用のあり方も考慮して取り組む。

資料 2 「名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書」抜粋

ミュージアムショップの設置の目的

- ・ 本丸御殿はもとより、名古屋城に対する愛着や関心を高め、観覧の満足度を上げることができるよう、ミュージアムショップを設置し、良質なグッズを提供する。
- ・ 本丸御殿を訪れた観覧者が、関連書籍やグッズの持ち帰りによって、そこで得た近世武家文化の体験の感動を長く記憶にとどめたり、本丸御殿や名古屋城、近世武家文化に関する理解を深めたりすることができるようにする。
- ・ 購入し持ち帰った関連書籍やグッズが身近な人々の目に留まったり、あるいは、贈答品として使われたり、様々な形で紹介されることで、宣伝効果の向上にも役立つものとする。

方向性

- ・ 本丸御殿は、当時の技法を駆使して復元される復元建造物であり、格調の高い近世武家文化を体感できる貴重な場である。
- ・ そのため、本丸御殿に設置するミュージアムショップの設えや、その中で販売されるグッズともに、本丸御殿の格に相応しい格調高いものとする。

資料 3 都市公園法等抜粋

都市公園法

(目的)

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（略）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。（略）

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項（略）の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第十条 第五条第一項（略）の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項（略）の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、（略）、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者

2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 (略)

第三十九条 第二十六条第二項若しくは第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項 (略) の規定による公園管理者 (略) の命令 (略) に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項 (略) の規定に違反して公園施設 (略) を設け、又は管理した者 (略)

名古屋市都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法 (昭和31年法律第79号。以下「法」という。) 及び法に基く命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項等を定めることを目的とする。

(使用料)

第12条 法第5条第1項 (略) の許可を受けた者 (略) は、(略) 市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、市長が定める事由にあたるものを除き、前納とする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた使用又は行為をしようとする者が自己の責に帰することができない事由によってその使用又は行為ができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 4 前3項の外、使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

(立入検査)

第14条 市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について、報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができる。

- 2 前項に規定する当該職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対してこの条例によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基く規則の規定又はこの条例の規定に基く処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき
(権利の譲渡等の禁止)

第16条 法第5条第1項(略)の許可を受けた者(略)は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。(略)

- (2) 第15条第1項又は第2項(略)の規定による市長の命令に違反した者(略)

第22条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

名古屋市都市公園条例施行細則

(目的)

第1条 この規則は、名古屋市都市公園条例(昭和34年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(公園施設の設置等の許可手続)

第2条 都市公園法(以下「法」という。)第5条第1項(略)により、公園施設の設置若しくは管理(略)について市長の許可を受けようとする者は、当該公園施設の設置等を開始しようとする日の20日前までに(略)公園施設管理許可申請書(第2号様式)(略)正本1通に副本2通を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、許可証（第4号様式）を交付する。
- 3 使用料は、前納とし、公園施設の設置等の開始前に納入しなければならない。（略）

（許可事項の変更手続）

第4条 法第5条第1項（略）の規定により市長の許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、許可変更申請書（第6号様式）正本1通に副本2通を添えて提出しなければならない。（略）

- 3 第1項の申請があった場合においては第2条第2項及び第3項の規定を（略）準用する。

（使用料の徴収方法）

第10条 使用料は、第2条から第4条まで及び第7条に定めるもののほか、次の各号により徴収する。

- (1) 年を単位として定められているものについては、会計年度による1年度分をその年度の属する年の4月中に徴収する。ただし、特に止むを得ない事情があると認められるものについては、4回以内に分割して徴収する。
- (2) 前号の場合において、年度の途中で使用の期間が開始し、又は終了するときは、当該期間が開始し、又は終了する日の属する月を含め使用した月の月割によって算出した額を徴収する。

（使用料の還付）

第17条 条例第12条第3項ただし書の規定により、使用料を還付することができる正当な理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第15条第2項各号に掲げる理由によって許可を取り消した場合
- (2) 許可を受けた者が、許可に係る使用又は行為を開始する日の10日前までに許可の取消しを申し出てやむを得ない事情があると認められる場合 （略）

- 2 前項の使用料還付額は、次の通りとする。

- (1) 条例第12条第3項ただし書により自己の責に帰することができない事情によって使用又は行為ができなくなった場合 使用料の全額
- (2) 前項第1号に当たる場合
 - ア 許可に係る使用又は行為を開始する前に許可を取り消したとき 使用料の全額
 - イ 許可に係る使用又は行為の期間中に許可を取り消したとき 取り消した日以後の使用料の額
- (3) 前項第2号に当たる場合 使用料の額の9割相当額 （略）

- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第9号様式）を市長（条例別表第3施設にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

基本協定書案

名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店に関する基本協定書

名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集（以下「本募集」という。）に関し、名古屋市（以下「甲」という。）と出店予定者の〇〇（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、出店に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、募集要項に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定では、甲が本募集に関し、乙を出店予定者として決定したことを確認し、甲と乙との間で締結する実施協定に向け、本募集の円滑な実施に必要な、諸手続並びに甲及び乙の義務を定める。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、実施協定の締結に向けて協力の上、各々誠実に対応し、これが締結されるよう最大限の努力をするものとする。

2 乙は、募集要項及び提案書を遵守するものとする。募集要項と提案書の間に齟齬があると甲が判断した場合は、提案書の内容が募集要項で示された水準以上の内容であると甲が判断した場合を除き、募集要項の内容が優先するものとする。

（実施協定）

第3条 甲及び乙は、本募集の実施に向けての協議を経て、実施協定を締結するものとする。

2 実施協定は、令和8年〇月〇日までに締結するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、甲及び乙が協議して新たに期限を定めるものとする。

3 前項の規定により新たな期限を設ける場合は、甲又は乙は、相手方に対して令和8年〇月〇日までに申し出なければならない。

（実施協定不調の場合における処理）

第4条 次の各号に掲げる事由により前条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合における費用（甲及び乙が本事業の準備のために要した費用並びにこの条の規定により本基本協定を解除するために要した費用）については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

（1）天変地異その他甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない事由により次の状態となった場合

ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合

イ 名古屋城の運営に関し、極めて重大な変更があった場合（アに掲げる場合を除く。）

（2）第6条の規定により本基本協定が解除された場合（同条第3項に該当する場合を除く。）

(本基本協定の任意解除)

第5条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上、本基本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本基本協定を解除しようとするときは、令和8年〇月〇日（第3条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに甲に対してその旨を申し出なければならない。

3 乙は、前項に定める期日を経過した後に、本基本協定を解除しようとするときは、甲に対して違約金を支払わなければならない。

4 前項の違約金の額は、提案使用料の1年分の金額とする。

(本基本協定の強制解除)

第6条 次に掲げる場合は、甲は、事前に乙に通知し、又は乙と協議することなく、本基本協定を解除することができるものとする。

(1) 第3条第2項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該新たな期限）までに実施協定が締結されない場合

(2) 乙が、正当な理由なく令和8年〇月〇日（第3条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに詳細設計（実施協定の締結に支障がない部分を除く。）を完了できない場合。

(3) 乙が次条の規定に違反した場合で、甲が本事業の実施に支障があると認める場合

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙の本募集に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、及び甲が名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日条例第65号）等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(本基本協定の変更)

第8条 本基本協定は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(本基本協定の有効期間)

第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。ただし、実施協定の締結に至らなかった場合は、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙の代表法人に通知した日、または乙が辞退した日のうちいずれか早いほうの日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条及び第8条の規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後においても存続する。

(協議等)

第10条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 11 条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

以下余白

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
氏 名 名 古 屋 市
〇〇〇

乙
住 所
氏 名

ヒアリング審査開催要領

1 説明方法

- ① 1 提案あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑応答 10 分）のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ② 説明及び質疑応答においては、プレゼンテーションソフト（Microsoft PowerPoint とする。）と提案書を使用し、口頭説明により行っていただきます。
- ③ 当日の説明にあたっては、提案書に記載のない新たな提案を付加して、説明することはできません。
- ④ ヒアリング審査の参加者は、5 名以内とします。

2 ヒアリング審査用データ

- ① ヒアリング審査用データは、提案書に記載された内容を抜粋して作成してください。（提案書に記載のない内容を用いることや、記載内容及び数字等の変更は認めません。）
- ② ヒアリング審査用データは事前に内容を確認させていただきますので、事務局が指定する日時までに提出してください。
 - ・ CD-R に記録し、ウイルスチェックを行った上で持参してください。
 - ・ CD-R には「名古屋城本丸御殿ミュージアムショップ出店者募集 ヒアリング審査用データ」及び「応募法人名あるいは代表法人名」を明記してください。
- ③ 当日使用するヒアリング審査用データは、事務局からの指示がない限り、事前に提出していただくデータから変更することはできません。
- ④ ヒアリング審査用データを A4 判用紙に印刷した資料 15 部を、ヒアリング審査の当日、集合時に控室で事務局へ提出してください。
 - ・ 事務局から修正の指示があった場合は、修正後のデータを印刷したものに限りです。

3 その他

- ① 応募者の責による理由により、プレゼンテーションが実施できない場合、別にヒアリング審査の機会を設けることはありません。
- ② ヒアリング審査の参加に係る経費は応募者の負担とします。

※ 実施日・実施場所・集合時間や、ヒアリング審査用データの提出日時については、別途事務局よりご案内いたします。